http://www.jwn.ne.jp/chunichi/saigai/　毎月1日は東海地震特集

高齢者、乳幼児…日常に近く
守れ「災害弱者」

備える
その52「避難生活」

愛知県が対策強化　〝個人情報〟把握に壁も

避難所生活の改善に向け、愛知県が対策に乗り出している。中でも高齢者や障害者、乳幼児世帯などの「災害弱者」について、少しでも日常に近い生活を送れるよう間仕切りやベッドなどを市町村が整備する補助金を創設するなど力を入れる。避難所での生活が困難な人のために、災害時の避難施設として民間の社会福祉施設と協定を結ぶ自治体も出てきた。

（社会部・山本真嗣）

愛知県安城市の指定避難所になっている市立桜町小学校。同市防災室の職員が防災倉庫を開けると、高齢者など「要援護者」用の資機材がぎっしりと詰まっていた。

安城市は昨年度、同小に間仕切り六十七セット、ベッド十六床、障害者用トイレ五セット、車いす八台を配備。費用の二分の一は県が負担した。本年度も別の小学校一校に間仕切り四十六セットなどを購入。市内の十一地区で毎年、一カ所ずつ整備を進める計画だ。

間仕切りは約二㍍四方高さ一㍍の二人用。ナイロン製の折り畳み式で誰でも簡単に設置できる。

防災室消防防災係の長谷部朋也さんは「避難所の小中学校の体育館には仕切りがなく、寝たきりの高齢者がおむつを変えたり、乳幼児への授乳など周囲の目を気にすることが多い。気兼ねを少しでもなくしたい」と話す。

もっと高さのある間仕切りも検討したが、「集団生活の中で完全にスペースを分けて差をつけるのはよくない」などの意見が出て、「座った姿勢で見えなければ、プライバシーは確保される」として一㍍にしたという。

愛知県は昨年度、高齢者や障害者など介助や支援が必要な「災害時要援護者」用に市町村が購入する間仕切りや障害者用トイレ、スロープなど七品目に県が経費の二分の一（上限百五十万円）を補助する制度を導入。今年六月には地域防災計画の一部を修正し、災害時要援護者に配慮して旅館やホテルを避難場所として借り上げることなどを基本方針に加えた。

要援護者対策の補助金は昨年度、本年度ともに三千万円を計上。年間二十の自治体で整備を進める計画だったが、利用したのは昨年度は安城市、本年度は同市と三好町の二市町にとどまる。旅館やホテルの借り上げも、津波時など除き、要援護者用に指定している自治体はまだないという。

県災害対策課は「（補助を受けるには）対象となる要援護者がどれくらいいるのかというリストが必要だが、デリケートな情報で地域の要援護者の把握が進んでいない」と話す。

一方、豊田市は体育館など一般の指定避難所とは別に、市内二十六カ所の生涯学習用施設を利用し、要援護者を対象とした「福祉避難所」を設置。薬剤や医療救護用の資機材が一般の避難所より手厚く、災害時は保健師や自治会員がチームで対応する態勢を取る。

また、福祉避難所でも生活が難しいと思われる要援護者の避難施設として、特別養護老人ホームや身体障害者施設が使えるよう運営する社会福祉法人や医療法人と協定を締結。十一月末現在、高齢者施設十四カ所と障害者施設七カ所と協定を結んでいる。

場所だけでなく食事面での配慮も。県はミルクにアレルギーのある乳幼児に対応するため、粉ミルクの備蓄の5％をアレルギーのある子ども用に切り替えた。豊田市も要援護者が食べやすいおかゆ一万七千二百五十食を市内二十八カ所の防災倉庫などに備蓄している。

県防災危機管理課の村瀬忠俊課長補佐は「高齢者や障害者は一般の人以上に避難生活のストレスが大きい。できる限り、家庭に近い状況で生活できるよう二次、三次の手を打つ必要がある」と話している。

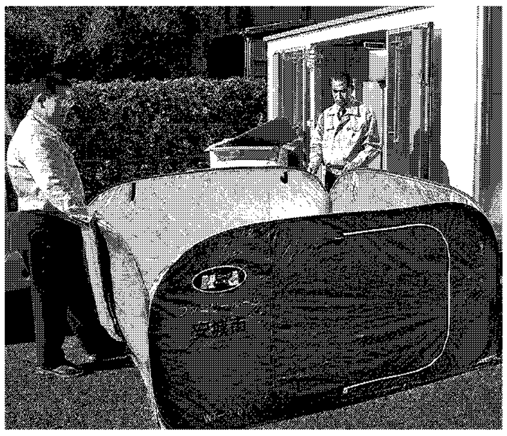
少しでも日常に近い避難所生活を送れるよう、安城市が購入した要援護者用の間仕切り＝愛知県安城市の桜町小で

東海地方 各地の取り組み

ペットの受け入れ対応
福祉施設と協定締結も

〈三重県〉

志摩市は、要援護者を各避難所に分散させずに集める場所を、合併前の旧五町に一カ所ずつ指定した。保健師や看護師が詰めてケアに当たる。

津市は、九月に県獣医師会津支部とペットの避難受け入れや救護体制の協定を県内で初めて締結した。動物病院の一部を救護センターとして借りたり、市内百七十八カ所の避難所に動物用の救援所を設けて収容したりして、獣医師が応急処置などに当たる方針だ。

伊勢市は、六月に市内十三カ所の特別養護老人ホームなどと、介護を必要とする障害者や高齢者の受け入れ協定を結んだ。「市内にバリアフリーの施設は多くない。二年前の台風災害でどこに案内したらいいか困った」という反省からだ。専門職や設備が整った福祉施設で空き部屋を活用して一時的に生活を送る。

（奥田哲平）

〈岐阜県〉

岐阜市は、老人保健施設やケアセンターなどとの間で「避難者受け入れに関する覚書」を締結。体育館など一般的な避難所での生活が困難な要介護の高齢者らの活用を想定し、これまでに三十七施設、約三千人分の受け入れ態勢を整え、いざという際に協力要請することにしている。これを受け、県は他市町村でも同様の対応ができないかを探っている。

（神谷浩一郎）

〈名古屋市〉

新潟県中越地震を教訓に「男女のニーズの違いに対応できるよう配慮する」とし、避難所に女性の相談窓口を設ける。状況に応じて、女性専用や乳幼児がいる家庭専用のスペースを確保するようにした。

また、各避難所用の仮設トイレを順次、増やしている。〇九年度までに「下水道直結式仮設トイレ」を七百五十一基、「くみ取り式仮設トイレ」を五百十基、「簡易パックトイレ」を三十万袋にする。下水道直結式トイレはテントが付いており、利用時は下水道マンホールのふたを外して設置する。

給水設備が使えなくなった時に備え、全小学校の校門近くで「地下式給水栓」を整備する工事をしており、本年度中に完了予定。水道管を改良して給水栓を取り付け、誰でも簡単に操作し給水できるようになる。

名古屋市内の避難所は現在、小、中学校を中心に約七百六十カ所。

（原一文）

身近な活断層 ⑧

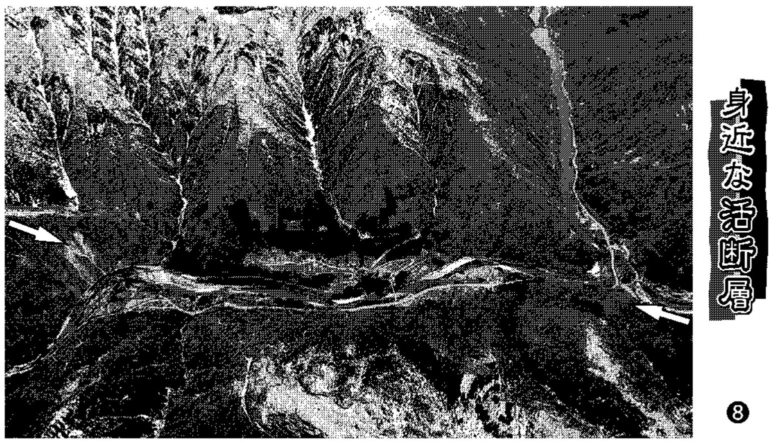
跡津川断層（矢印）をまたぐ高原川の屈曲＝岐阜県飛騨市神岡町で、本社ヘリ「まなづる」から

跡津川断層
3㌔続く高原川の屈曲

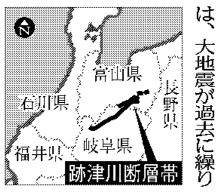

高山から富山方面へ国道41号を走ると、旧神岡鉄道の神岡鉱山前駅にさしかかったところで高原川が合流してくる。しばらく高原川沿いを走ると、道がほぼ直角に右へ曲がる。さらに三㌔ほど走ると、今度は左にほぼ直角に曲がる。脇を流れる高原川も、同じようにクランク状に曲がっている。この高原川の屈曲は、大地震が過去に繰り返し発生してきたことを示す証拠だ。

高原川を横切るように、岐阜と富山の県境近くをほぼ東西に約七十㌔にわたって走っている跡津川断層。この断層が大地震のたびに横方向に動き、もともとは真っすぐに流れていた高原川をついに約三㌔も折り曲げてしまったのだ。

幕末、ペリーの来航以来、開国への気運がにわかに高まっていた一八五八（安政五）年、跡津川断層を震源とするマグニチュード（M）7の大地震が発生した。飛越（ひえつ）地震だ。跡津川断層沿いの多くの集落では半数以上の家屋が倒壊した。

飛越地震による特徴的な被害は山崩れだった。特に高原川、小鳥川、常願寺川などの流域では、崩れた土砂が川をふさいで「堰止（せきと）め湖」ができた。立山カルデラには大規模な崩落跡が今でも残っているが、これは飛越地震の際に発生した山崩れ（通称「鳶（とんび）崩れ」）によるものだ。鳶崩れによる堰止め湖はやがて決壊し、富山平野に大洪水をもたらした。

二年前の新潟県中越地震では、堰止め湖の様子が「天然ダム」として毎日のように報道された。聞き慣れない言葉なので特殊な地震災害だと思った人も多いだろう。しかし歴史をひもといてみると、一五八六（天正十三）年の天正地震や一八四七（弘化四）年の善光寺地震、一八九一（明治二十四）年の濃尾地震でも堰止め湖は形成されている。

山崩れは同じ場所で繰り返し起こることが多い。大雨のたびに山崩れを起こすような川沿いの地域では、大地震時には堰止め湖による災害を警戒しておく必要がある。

（名古屋大学地震火山・防災研究センター助教授、田所敬一）

「いま活断層が危ない—中部の内陸直下型地震」（中日新聞社刊）が全国の書店で発売中。本体一、七一四円です。

原発を問う
浜岡訴訟の法廷から
③

安全性の根拠めぐり、すれ違い

中部電力浜岡原発（静岡県御前崎市）1—4号機の運転差し止めを市民団体が求めた訴訟は、十一月二十四日に四回目の証人尋問が開かれ、石橋克彦神戸大教授（地震学）と班目（まだらめ）春樹東大教授（原子力安全工学）が証言した。石橋教授は「（中電の主張では）安全性を保証できていない」と批判。班目教授は「十分余裕のある設計」と安全性を擁護する論陣を張った。

想定地震と耐震設計

東海地震説を提唱した石橋氏は、中電が耐震安全性の根拠としている想定東海地震の見直しをした中央防災会議の専門委員を務めた。主張したのは①中央防災会議の想定を用いるのは不適切②アスペリティ（固着域）の位置やプレート境界面は未確定③余震で損傷が拡大しないか疑問—という点だ。

中央防災会議は二〇〇一年に新しい知見を踏まえて想定震源域を見直した。中電はこの想定を揺れの大きさや耐震性を考える根拠の一つとしてきた。だが、石橋氏は「想定は学術的に新しい真理を追究したものではなく、あくまで強化地域を見直す行政目的の結果。浜岡原発の揺れを考えるのには全く不適切」と述べた。

陸のプレートと海のプレートの境界面で発生する東海地震では、揺れ方を考えるのに境界面がどれくらいの深さにあるかもポイントの一つだ。石橋氏は最新の研究で「想定より浅いという知見が出ている」とする。

激しい揺れを生むアスペリティの位置についても、中央防災会議の想定から直下にないとする中電を批判。〇一年ごろ浜名湖付近で見つかったゆっくりした滑りの範囲が、固くくっついているはずのアスペリティの場所と重なっている点や設定時の議論を踏まえて「位置に科学的な根拠はない」とし、「震源断層面をもっと浅くし、アスペリティを直下に置いて計算するべきだ」とする。

余震についても「兵庫県南部地震（阪神大震災）より大きい揺れが来るかもしれず、本震で完全に無傷ならいいが、損傷していればそれが拡大することは十分に考えられる」と指摘。「耐震安全性に説得力はない。震源の真上で原発を運転しているのは世界的に異常だ」と断じた。

一方、班目氏は原発の検査制度などを設定してきた立場から「きちんと設計されている原発は壊れない。大地震に対して余裕を持った設計で、経年劣化のためにきちんと維持管理している」と安全性を強調する。

班目氏によると、原発は十分な対策を何層にも準備して安全を確保している。その上で、世界中の原発のトラブル情報などから安全確保を常に見直しているという。

原告は同時多発的な故障によって多重防護が機能しないとしているのに対し、「単に一つの故障を仮定するのではなく、複数の機器が同時に破損するという条件で解析評価しても、放射能の多量放出を防止できると確認されている」と反論した。

初回に元原発技術者の田中三彦氏が「解析の設計」の不備を指摘したことに、班目氏は「改良済みで、その後トラブルは発生していない」と述べ、設計上の余裕についても揺れによる力を大きめに設定しているとした。

× ×

次回は、新井拓・電力中央研究所上席研究員、伯野元彦・東大名誉教授への原告側反対尋問と、井野博満・東大名誉教授への中電側反対尋問がある。

（東海本社報道部・中崎裕）

© 中日新聞社　無断転載、複製、頒布は著作権法により禁止されています。